

○石田委員長 次に、階猛君。
○階委員 民主党の階猛です。本日もよろしくお願ひいたします。
きょうは、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の審議ということで、御質問をまずさせていただきたいと思います。
よく、公務員の人事費を下げるべきだと。民主党も、政権交代当時のマニフェストでは公務員の人事費二割削減、ほかの党も、公務員の人事費については下げるべきだという方向での議論があちこちであると思うんです。
その公務員の人事費を議論するときに、一般的には、どちらかというと、単価といいますか賃金の水準の方に関心が行きがちなんですねけれども、人件費というのは単価掛ける人数なんですね、P掛けるQともいいますけれども。人数、定員の方にも着目しないと、この人件費の削減というのは、

- ◇ 二)の議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たつては正規の会議録と受け取られることのないようお願ひいたします。

何を言いたいかといいますと、まず資料一とうのをこちらになつていただければと思います。これは、判事と判事補それぞれについて、過去四年間の定員と、実員といいますか現在員といふうに表示されていますけれども、それと、その差額であります欠員、この三つの数字を基本的に並べたものです。ただし、判事補については、新の方、任官者となつていてますけれども、こうした方々が入つてきますので、その分を加味して、実質的な欠員といいますか、計算上の欠員から任官者で新たに入つてくる部分を除いた数字、これが実質的な欠員だと思つております。

そして、判事と判事補について、欠員ないし実質的な欠員の数字を追つてみますと、判事の方については、欠員は五十、二十四、二十七、三十二と、ここ数年間、三年ぐらいは横ばいのような感じでございまが、判事補については、この四年間、一番右の

うまくいかないんだと、私、総務省で政務官をさせていただいたときに学びました。総務省では、一般の公務員の定員を管理しています。きょうは裁判所の関係の定員ということです。まず定員の考え方なんですが、私がこの法案の中では疑問に思っているのは、今回の法案で裁判官の方。裁判官以外の方についてはおいておきます。私が疑問に思っているのは、裁判官。かつ、その中でも、判事と判事補といらつしやいますけれども、判事補の定員について今回は何も手を触れなかつた、このことを私は問題意識として持つっています。

今回も三十二人判事を増員するというのは、これはこれでよしとしますが、判事補については、こういう欠員の状況に鑑みて、定員を減らすということも考えられるのではないかと思つております。

こういうふうに考えますと、果たして、欠員増が生じる中で判事補の定員を従来と同じにとどめる理由というのがあるのかどうかということについて、ぜひ大臣のお考えをお聞かせください。

○谷垣国務大臣 実は私、どういう立場でここに立っているのかと思うんです。

要するに、私がこの法案の提案者、法務省が出してしまして、私が大臣で担当していることは間違いございません。しかし、司法権の独立というのがございまして、特に裁判官をどうしていくかというのは、司法権の構成にかかわるわけでござります。それで、私は今、行政府におりまして、なかなか個人的な意見を言うわけにはまいらないと思っております。もちろん、定員をどうするかとい

実質的な欠員の数字で見ていただきたいんですが、徐々に欠員がふえてきている状況です。欠員がふえているということは、要は定員が余っているということなわけです。

うことに関しては、立法府で御議論をいただくと
いうことでございます。

確かに、今の数字を拝見しますと、定員に足らないのが判事補はあるということは事実でございますが、毎年毎年、裁判所としても当然検討の上で、裁判所が法律を出すというわけにはいきませんから、かわって私どもがやっているわけでございますが、裁判所で十分な御検討が行われているもの、今までの事件の処理の趨勢等を見ながら的確な判断が行われているものと御答弁をさせていただきたいと思います。

○階委員 確かに裁判官の方は大臣の手の及ばない部分もあるかと思うので、資料二をごらんになってください。同じような問題が検事についても言えるのではないかと思つております。

検事についても、平成二十年度から五年間、数字を並べておりますけれども、欠員数というのがだんだんふえてきております。このようにふえてくる中で、今回、この法案とは関係ありませんが、法務省から出された数字をもとにして政府全体の定員が決まるわけですから、そちらの方では、検事を二十七人増員して、一方で、合理化ということで、要らなくなつた部署から十五人減らしますと、ネットすると十二人定員をふやした、こういう定員の案になつてているわけです。

私は、検事の方は法務省ですから、ぜひ大臣には、この欠員数がだんだん増加する中で、ネットで十二人ふやすのはおかしいということは申し上げたいと思います。

この点については、大臣の所管ですから、お考

えをいただきたいと思います。

○稻田政府参考人 お答え申し上げます。

私の方からは、まず、なぜ検事に欠員があるのかということについて簡単に御説明したいわけでございます。

検事につきましては、育児休業取得者などの職務復帰でありますとか、検事の任官の時期等の問題もございますので、一定程度欠員を確保する必要がございます。まずその面から、欠員数をある程度持たざるを得ないというところがございます。

他方で、法務省におきましては、これまで、

現在の犯罪情勢の推移でありますとか、裁判員制度の実施等の司法制度改革に伴う新たな業務に適切に対応していくために、増員を行うなどして必要な体制の整備を行つてきたところでございます。

○階委員 育児休暇とかいろいろな状況をお話しいただきましたけれども、それは、過去五年間、前々からあることでもあります。私が言いたいのは、二十三年度から二十四年度でも欠員が十六名ぐらいふえていくわけですね。十六名ふえて、であれば、ネットで十二人ふやなくても、欠員がふえた枠内で十分賄えるのではないかと思います。こういう問題意識をぜひ大臣にも持つていただき、定員についても目配りしていただきたいと思うんですね。大臣からお考えをいただけませんですか。

○谷垣国務大臣 今委員の御指摘のような目配りは、しなければいけないと思います。

ただ、今刑事局長からも御答弁を申し上げました。現実に治安関係等の必要な検事というのを私は

は要ると思います。

しかし、今後とも十分目を光らせながら定員については考えたいと思っております。

○階委員 では、判検交流ということに話を移らせていただきます。

判検交流、資料三というのを見ていただきたいんですが、これはまず、判検交流の中でも、法務省の本省の幹部にどれだけ判事さんあるいは検事さんから来ているかということになります。

ブルーが検察官出身者、黄色が裁判官出身者ということで、これをごらんになつてわかるとおり、

平成二十三年四月八日ですので、済みません、ちよつと変わつてあるかもしませんが、この当時では、事務次官は検察官出身であつたり、局長級は七名中六名が裁判官、検察官出身者である。課長級以上については、全体で五十六名なんですが、十七名を除いて、残り三十九名は検察官、

裁判官出身である。こういう状況であります。この話に行く前に、まず確認ということなんですが、判検交流というのは、法務省の主要ポストに裁判官、検察官が占めるという問題だけではなくて、裁判官から、訟務検事といいまして、国が裁判の当事者になる場合の代理人となるそういう役目をする場合、あるいは、検察官の中から裁判官に就任する場合、文字どおりの判検交流みたいな話もあるわけですね。

我々の政権のときに、これはちょっと裁判の公正性に疑義が生じるのではないかということで、見直しました。例えて言えば、きょうから高校野球、春の選抜が始まっています。要するに、審判

がいまして、二つのチームで試合をするわけですが、けれども、審判が相手チームにいきなり入つたり、あるいは相手チームが審判に行つたり、そういうことだとゲームのルールとして不公平なんじやないかということで、こういうのは見直しましょう。ということは、昨年、法務委員会で、先ほど御質問に立たれた公明党の大口先生も御指摘になられましたけれども、裁判官が証務検事になるのはこれから減らしていこうという、その当時、滝法務大臣の答弁でした。また、その前の小川法務大臣のときに、検察官が裁判官に行くというのは廃止しております。

こういう方向性を我々の政権のときに決めたわけですけれども、この方向性は維持されるのかどうかということについて、大臣から確認の御答弁をいただきたいと思います。

○谷垣国務大臣 判検交流ですが、私は判検交流にはやはり必要性もあると思っております。

まず、法務省の仕事もいろいろでございますが、司法制度、それから民事、刑事基本法令の立案、それから、今証務にお触れになりましたけれども、証務に関しましても、裁判実務の経験を有する者がその衝に当たるということは必要な場合が否定できないというふうに私は思つております。

それからもう一つ、裁判官以外の法律専門職としての経験、そのほか外部経験を積むことも、私は、多様で豊かな経験を持つという意味では否定できない意味があると思つております。

ただ、証務検事につきましては、今階委員がおつしやいましたように、これは国側の訴訟代理人人

を務めるということで、訴訟遂行に当たつているわけでありますが、これについては、立法作用なんかとは違つて当事者的な立場で働くことになるわけでありますので、裁判官の配置先として余り多くなるのは問題もあるうということで、前政権において方向をお出しになつた。

それから、同様に、検察庁の捜査、公判担当は裁判官の配置先として問題ではないかという御議論もあつたと思います。

そこで、証務検事に占める裁判官の割合を少しずつ絞つていこうということで今やつておりますましで、平成二十四年度には、裁判官であつた者を検察官に任命して検察庁で捜査、公判を担当させる交流、それから、検事であつた者を裁判官に任命して裁判所で裁判を担当させる交流は取りやめることにしたということで、これは、本当に証務検事をゼロにできるかどうかというと、私は、やはり裁判官の経験者が証務の中にも、ゼロになつてしまつていいとは思つております。思つておりますが、当面そういう方向は維持したい、このように考えております。

○階委員 判検交流という概念が多義的といいますか、いろいろな概念があるので、区別して私は確認したかつたんですけれども、後半の方で御答弁されたように、証務検事の方の割合は下げていく、また検察官が裁判官になるのはやめるということは確認いたしました。

その上で、法務省の主要ポストに検事とか判事の方がつくことについては、その必要性は認められるというふうに大臣の方からは前段の方でおつしやられたと思います。

私は、その点について思ひますのは、先ほども枝野委員からも御指摘がありました弁護士の問題、そもそも法曹養成の仕組みとして問題だというこのほかに、やはり、だんだん弁護士に余剰感が出てきて就職先がなかなかないという中で、せつかく法曹としての知見を持った人が法務省の中でキャリアとして昇進していく、プロパーの職員が幹部になっていくということを目指していく方が、私は法曹養成改革の趣旨にも合うような気がするんですね。

現時点ではすぐ変えられないかもしれません、そういうようなことも考えるべきではないかと思うんです。この現状は、ちょっと、余りにも外部の裁判官、検察官に法務省の主要ポストが占められているということを私は問題と思っています。

○谷垣国務大臣 今おつしやった法務省の仕事の中にも、保護とか矯正とかいう大変重要な分野がございます。そういうところは必ずしも検事といふのでなくとも、立派な方は幾らでも得られると思います。そういうことはもちろん考えていかなければいけないんだろうと思いますね。ただ、基本法の立案とかそういうことになりますと、私は、やはり裁判実務の経験や何かもなければ血の通つたものはできないのではないかと。

しかし、階委員のおつしやつたことは、法曹をどこに使うかという問題もありますが、外から見たときに、やはり癒着をしているような不信心を持たれてはいかぬという観点もおありだと思います

しやられたと思ひます。

私は、その点について思ひますのは、先ほども枝野委員からも御指摘がありました弁護士の問題、そもそも法曹養成の仕組みとして問題だというこのほかに、やはり、だんだん弁護士に余剰感が出てきて就職先がなかなかないという中で、せつかく法曹としての知見を持った人が法務省の中でキャリアとして昇進していく、プロパーの職員が幹部になっていくということを目指していく方が、私は法曹養成改革の趣旨にも合うような気がするんですね。

す。そちらの方は十分考えていかなきやいかぬのではなかと思います。

○階委員 だんだん時間もなくなつてきましたので手短に行きたいと思いますが、資料の四をごらんになつてください。

これは、先ほど枝野委員が使つた資料にちょっと加工を加えたものです。どこを加工したかといいますと、先ほど予備試験の合格率が一番高いんですというお話がございましたが、その右側に、各ロースクールに教員として検察官から行つている人、裁判官から行つている人、それどれぐらいいるんだろうかということで、役所の方からヒアリングをして、それを私どもの事務所でまとめたものでございます。

ちょっとと注目すべきは、裁判官の派遣人数が多いところというのは合格率が高いという大体の傾向というか相関性があります。一方で、検察官は、のべつ幕なしと言つたら変ですけれども、合格率が高い低いにかかわらず、満遍なく行つてゐるのかなという気がしないでもありません。

それで、きのう、検察官が出向する場合と裁判官が出向する場合で比較していってちょっとと気になつたのは、裁判官は、ロースクールで教えた場合であつても、ロースクールからの報酬というのは国庫に入つて、全く自分の手取りには関係ないんだそうです。ところが、検察官については、ロースクールからお金がもらえる、ロースクールからもうお金が検察官時代の収入より低い場合は、国が半分を限度に補填してあげる、逆に、検察官時代より高い場合は、これはもうもらいつ放し、

こういう仕組みだそうです。

私が危惧するのは、法曹養成に熱意のある検察官がロースクールで教育してくれればいいんですけれども、そうではなくて、お金目当てと言つたらちよつと語弊がありますけれども、そういう検察官が行くと困るなと思います。

この全国のロースクールへの検察官の派遣状況を見ていると、ちょっとと合格率の低いところも行つてしたりして、私の危惧もあながち的外れではないかなというふうにも思うわけですけれども、この辺について、大臣、最後に所感をお述べいただけますか。

○谷垣国務大臣 結局、法科大学院に検察官なり裁判官なり実務法曹を送るということは、やはり極めて必要なことでございまして、私は派遣法というのをつくつたことはよかつたと思います。

ただ、今の階委員の御疑問にそのままお答えすることになるかどうかわかりませんが、本当に法科大学院が当初の設計どおり動いているのかという疑問の中、例えば文科省も、十分機能を果たせていないようなところには補助のあり方は考えなきやいかぬということをやつておられます。私どもも、そういう観点から、検察官を派遣するかどうかというようなことも、いろいろ問題点を考えていかなきやならないのかなと思つたりもしております。今までして、今の問題も、そういう観点の中からどう考えられるか、整理をしなければいけないと思つております。

○階委員 ありがとうございました。